

【韓国】 大衆文化芸術産業発展法の制定

海外立法情報課 藤原 夏人

* 芸能人が置かれている劣悪な労働環境を改善し、女性芸能人に対する人権侵害を防ぐことを目的とした「大衆文化芸術産業発展法」(通称「チャン・ジャヨン法」)が制定された。

1 韓国の芸能人の労働環境

1990年代後半以降、日本を含む海外において、ドラマ、映画、K-POP等、韓国の文化コンテンツに対する人気が高まり、「韓流」ブームを巻き起こした。その一方で、「韓流」を支える歌手、俳優等の芸能人が、劣悪な労働環境に置かれていることが問題となっている。芸能事務所が、所属する芸能人に対し、長期専属契約(通称「奴隷契約」)、不公正な収益配分、不透明な金銭の負担、過密スケジュール等を強要する事例が発生しており、未成年の芸能人に対する学習権侵害も指摘されてきた。

2 女性芸能人に対する深刻な人権侵害

劣悪な労働環境に加え、女性芸能人に対して、芸能事務所関係者からの性暴力や、スポンサー、放送関係者等への性接待(通称「性上納」)の強要等、深刻な人権侵害が発生している。この問題が社会的に大きな注目を集める契機となったのが、2009年の女優チャン・ジャヨン氏の自殺である。自殺の原因は性接待を強要されたためと報じられ、韓国社会に衝撃を与えた(真相は明らかになっていない)。

同年末、国家人権委員会が韓国女性政策研究院に委託して実施した「女性芸能人人権侵害実態調査—演技者を中心に」によると、調査対象となった女優111人及び女性練習生240人中、性暴力の被害にあった割合は、それぞれ6.5%、3.9%であった。また、女優の60.2%、女性練習生の29.8%が性接待に勧誘された経験があると回答した。

3 制定に至る経緯

これらの問題に対処するため、2009年、公正取引委員会は、芸能事務所と芸能人との専属契約の標準契約約款を作成し、普及を始めた。また、文化体育観光部(部は省に相当)は2012年、「芸能マネジメント産業先進化案」を公表し、原因の一つとされる芸能事務所の乱立を防ぐための登録制導入等を進めることを明らかにした。

国会においても、登録制を導入する「芸能マネジメント事業法案」(2009年)及び「大衆文化芸術産業発展支援に関する法律案」(2010年)並びに未成年を保護する「児童芸能人勤労者保護等に関する法律案」(2010年)が議員立法により発議された。いずれも第18代国会の任期満了に伴い廃案となったが、続く第19代国会開会後の2012年、与党セヌリ党パク・チャンシク議員(韓国ドラマ制作者協会会長)により、「大衆文化芸術産業発展支援に関する法律案」が再び国会に発議され、政府も同法制定を後

押しした。同法は国会審議を経て 2014 年 1 月 28 日に公布された（公布後 6 か月経過後施行）。なお、法律の題名は審議の過程で「大衆文化芸術産業発展法」に変更された。

4 概要

(1) 契約(第 7 条)及び標準契約約款(第 8 条)

芸能事務所と芸能人との間で交わす契約書に、契約期間、収益の配分等の所定の事項を記載すること及び文化体育観光部長官（以下「長官」）が公正取引委員会と協議して標準契約約款を整備し、普及させることが義務付けられた。

(2) 禁止行為(第 16 条)、未成年関連禁止行為(第 20 条)及び当該行為への罰則(第 39 条)

芸能事務所等の関係者に対し、芸能活動に関連した利益の供与、不利益の防止等に結びつく性行為の斡旋・勧誘及び暴行又は脅迫による性行為の強要が禁止された。また、芸能コンテンツの制作過程において未成年（19 歳未満）に性行為等をさせることも禁止された。性行為を斡旋・勧誘した者は 3 年以下の懲役又は 3 千万ウォン以下の罰金に、暴力又は脅迫により性行為を強要した者は 10 年以下の懲役又は 1 億ウォン以下の罰金に、未成年に性行為等をさせた者は 5 年以上の有期懲役に処する。

(3) 実態調査(第 18 条)

長官に対し、大衆文化芸術産業（芸能産業）及びその従事者に対する定期的な実態調査の実施が義務付けられた。長官は芸能事務所等に必要な資料を要求することができ、特別な事情のない限り、芸能事務所等は当該要求に応じなければならない。

(4) 未成年の芸能活動(第 22 条～第 24 条)

未成年の芸能活動は 1 週間当たり原則として 40 時間以内（15 歳未満は 35 時間以内）に制限され、午後 10 時から午前 6 時までは活動させることができない。ただし、親権者の同意がある場合等は例外が認められる。また、長官は、未成年の芸能人に著しく不利な契約を締結する芸能事務所等に対し、当該契約の是正を命ずることができる。

(5) 芸能事務所に対する登録制の導入(第 26 条)及び登録取消し等(第 33 条)

従来、規制がなかった芸能事務所の設立について、登録制が導入された。芸能事務所を設立しようとする者は、①業界での 4 年以上の職歴及び②独立した事務所を有していなければならない。長官は、虚偽の又は不正な方法による登録の取消し、第 16 条等に違反した者に対する 6 か月以下の営業停止命令等を行うことができる。

参考文献(インターネット情報は 2014 年 1 月 30 日現在である。)

- ・「대중문화예술산업 발전 지원에 관한 법률안」 <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_A1C2A0S8N1J4Y1A0U2V7P5X5C3U0Y1>
- ・「여성연예인 인권침해 실태조사—연기자를 중심으로」 국가인권위원회, 2009.12. <<http://library.humanrights.go.kr/hermes/imgview/10-09.pdf>>
- ・조형근 「국내 연예매니지먼트 산업의 현황과 개선방안」 『이슈와 논점』 643 호, 2013.4.23. <http://www.nars.go.kr/brdView.do?cmsCd=CM0018&brd_Seq=1585&src=ALL&srcTemp=%EC%97%B0%EC%98%88>
- ・조규범 「연예인 지망생의 인권실태와 보호방안」 『이슈와 논점』 735 호, 2013.11.8. <http://www.nars.go.kr/brdView.do?cmsCd=CM0018&brd_Seq=1680&src=ALL&srcTemp=%EC%97%B0%EC%98%88>